

## 奈良県告示第四百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき  
県営土地改良事業（県営ほ場整備事業・百済川向地区）計画を定めたので、同条第七項  
において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該土地改良事業計画書の写し  
を次のとおり縦覧に供する。

令和二年七月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 縦覧期間

令和二年七月二十二日から同年八月十一日まで

### 二 縦覧場所

広陵町役場